

熊本県公共事業等環境配慮システム要綱 対象事業

事業の種類	事業の内容及び規模
1 道路の建設	国道（県事業）、県道、農道及び林道の新設又は改築 イ 新設 車道幅員4メートル以上、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの ロ 改築 車道幅員4メートル以上で、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車道幅員4メートル以上を付加する拡幅で、かつ、その区間の長さが2キロメートル以上のもの
2 ダム又は堰の建設	河川に係るダム又は堰の新築又は改築で、増加する湛水面積が2ヘクタール以上のもの
3 河川の整備	整備する河川の延長が500メートル以上のもの
4 海岸の整備	整備する海岸線の延長が500メートル以上のもの
5 1～4以外の事業であって、以下に掲げる県が行う事業 ・農用地の造成 ・下水道終末処理場の建設 ・土地区画整理事業 ・新都市基盤整備事業 ・新住宅市街地開発事業 ・工業団地造成事業 ・流通業務団地造成事業 ・都市公園の整備 ・公有水面の埋立 ・その他土地開発事業又は建築物の建設	施行する土地の区域の面積が1ヘクタール以上のもの又は施設の延べ床面積が5,000平方メートル以上のもの

その他事業部局等の長が必要と認めるもの。